

令和5年度 第8回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和5年11月27日

令和5年度 第8回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年11月27日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (22名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧		
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明	
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜	
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則	
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹		
(山南地域)	17番 岸本 好量	19番 野垣 克己		
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子	
	24番 米田 豊			

○欠席委員 (2名)

18番 田中 幸治 20番 和田 憲治

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 非農地証明願承認について
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)
報告第 1 号 農地の一時利用届について
報告第 2 号 農地の形状変更届について
報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について
報告第 4 号 土地改良事業の届出について
報告第 5 号 公共工事の届出について
報告第 6 号 農地法第5条の規定による許可の取下願について

5. 閉会

1. 開会

○議長 失礼いたします。定刻より少し早いですが、皆さんお集まりですので、会議を開会したいと思います。

ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第8回定例総会を開会します。

初めに、岸本会長から、御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の定例総会は、在任24名の農業委員のうち、議席番号18番の田中幸治委員、議席番号20番の和田憲治委員から欠席届が提出され、出席委員は22名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号10番の足立年一委員、議席番号11番の荻野一喜委員、両委員、よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成いたしますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番 ～

～ 議案第3号 所有権移転 番号10番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

○事務局 議案第1号、番号1番、議案第3号、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。今説明がありましたように、取消願と転用の許可申請を併議とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、令和5年7月25日付けで許可を受けましたが、3条の申請段階では、所有者は農地に建物が建っていることに気が付かず、譲受人が建物をリフォームする段階で、農地に建物が建っていることが判明したための、3条の許可取消願です。図面は3ページ、4ページに示しています。

続きまして、議案第3号の番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、売買により申請地を一般住宅、露天駐車場として利用するための申請です。

図面は、3ページ、4ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地として判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、経過書が添付されています。

今回、該当の農地について、隣接宅地と一体的に利用し、譲受人が一般住宅及び露天駐車場を建設するため、農地法第5条の申請をします。本来、農地転用は、農地法に基づく転用許可を得てから行うものですが、私の母がその手続を知らず、昭和45年頃に、農地の一部に無断で住宅を建設してしまいました。

今後は、農地法を遵守し、今回のような転用をする際には、必要な手続等について、十分確認をしながら行いますので、許認可いただきますよう、よろしくお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

議案第1号の番号1番、並びに議案第3号の番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第1号の番号1番を承認した上で、議案第3号の番号10番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第1号の番号1番については取消願を承認し、議案第3号の番号10番については許可相当と意見を付して、進達することといたします。

～ 議案第2号 所有権移転 番号1番～番号43番 ～

～ 報告第2号 番号5番～番号8番 ～

～ 報告第3号 番号1番、番号2番、番号4番 ～

○議長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番と番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページと15ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号3番から番号5番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番、番号4番は、譲受人が同一ですので、併せて説明します。

番号3番、番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

続いて、番号5番を議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、家庭菜園を始めたいというもので、図面は17ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、17ページ、拠点として記してある家も同時に取得し、転居されるということです。農機具は、トラクターをリースされる予定と聞いています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号6番～番号15番、報告第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、2件ほど関連の案件がございます。それから番号8番、番号9番につきましては、譲受人が同一の申請となっておりますので、併議とさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には、誓約書が添付されています。譲受人の所有農地に、住居が建設されているため、令和6年3月末までに非農地証明願を提出しますというものです。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続きまして、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

関連の2アール未満の届については、引き続き譲受人が露天農機具置場として使用するために提出いただいています。

なお、この案件には、経過書が添付されています。経過書を読ませさせていただきます。

申請地は、現在水稻を耕作しております。平成12年に、譲渡人が申請地の近くに農機具を置く場所がないため、道路に面する申請地の一部を埋め立てて、トラクターやコンバインを置く場所として、使用されておりました。その際、露天農機具置場の届を失念されておりましたが、このたびこの土地を譲り受けることになり、そのまま露天農機具置場として使用したいと思えます。以上です。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 続きまして、番号8番と番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番と番号9番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号10番は、売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は21ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、新規就農者になりますが、農機具等は簡単なものから確保し、家庭菜園をしていきたいとのことです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号11番は、贈与により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号12番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は23ページです。ブドウを栽培することにしております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号13番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号13番は、農地を生前贈与によって農業経営を承継しようというもので、図面は24ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、機械等につきましては、耕運機と草刈機、1台ずつでございます。水稻栽培を計画しておりますが、水稻栽培に伴う作業につきましては、全て委託で計画しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号14番と番号15番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、誓約書が添付されております。内容は、自分のお持ちの農業用倉庫前の畑であったところを資材置場として一時利用しておりましたが、今後は畑として復元し果樹栽培をしますとの誓約書です。

次に、番号15番でございますが、これも農地を売買により取得して、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は26ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号7番、関連の報告第3号の番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第3号の番号1番につきまして、御承知おきください。

番号8番、番号9番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番、番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番の案件には、先ほど地域委員会から確認報告がありましたが、関連の案件がございます。併せて説明をお願いします。

○委員 2アール未満の番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。図面は21ページにあります。

農地の中に、倉庫の一部がかかっております。次のような経過書が出ております。

父が、昭和50年頃に農業用倉庫を拡張した際に、一部農地を埋め立てたものであり、農地法の許可を得ないで、勝手に建てたものです。

○議長 番号10番、並びに報告第3号の番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第3号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号11番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。
番号12番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号12番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。
番号13番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号13番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。
番号14番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号14番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。
なお、先ほど誓約書にありました内容につきまして、地域委員会で今後十分確認をお願いいたします。
番号15番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号15番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、番号16番～番号18番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しています。
地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号17番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号18番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページ、30ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号19番～番号29番、報告第2号、番号5番、報告第3号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号19番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号19番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件などに適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号20番から番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号20番、番号21番につきましては、譲受人が同一の方でございますので、2つを一緒に説明させていただきます。

これにつきましては、農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいというもので、図面は32ページに示しております。

ここににつきまして、取得後は粟を植えたいということになっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

番号22番につきましても、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面につきましては、33ページに示しております。

33ページの図面を見ていただきますとおり、譲受人の御自宅の目の前の農地となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

番号23番につきましても、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというのでございます。同じく図面は33ページに示しております。

この譲受人の方は、新たにここに就農されとる方ございまして、今後、経営規模を拡大し、そして野菜類等を作っていきたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

番号24番につきましても、これは農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面につきましては、34ページ、35ページに示しております。

特にここにつきましては、野菜を作りたいということでございます。農機具等につきましても、トラクター、草刈機等、保有しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

番号25番につきましては、贈与によって、経営規模を拡大したいということでございまして、図面は36ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

これにつきましては形状変更届がございまして、報告第2号の番号5番でございます。図面につきましては、36ページでございます。900平米のうち739.23平米、これは田んぼ

に法面がありますので、法面の分も差し引いて、739.23平米となっております。かさ上げは80センチということでございます。

その場所は、2アール未満の届出もでございます。図面は36ページに示しております。これにつきましても、農機具、農業用資材置場を設置したいということでございます。

この全体のうち、160.77平米について2アール未満の届出をされております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号26番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号26番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は37ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手は自宅に隣接する圃場を購入され、売り手は市外に転出されており、この売買によって、買い手はより効率的に営農できると考えられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号27番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号27番につきましては、農地を売買によって取得し、新たに農業を始めたいということでございます。図面は38ページに示しているとおりでございます。

今後は、家庭菜園として利用するものでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号28番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号28番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は39ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件につきましては、誓約書が添付されております。

譲受人の所有農地に、無届の農業用物置が設置されているため、早急に2アール未満の届出をするというものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号29番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号29番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、40ページ、41ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はありませんか。

○委員 番号20番ですけど、田んぼになっておりますけど、これ栗を植えるということですが、番号21番は畑なんですけど、同じようなものなんでしょうか。

○委員 はい。同じように栗を植えるということでございます。

○委員 畑のような状態なんですか。

○委員 そうですね、はい。一緒です。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はありませんか。

○委員 番号24番、番号25番と、ちょっと一緒に質問したいと思いますが、番号24番は、譲受人と譲渡人の法人代表、これは夫婦ですかね。

○委員 はい。夫婦でございます。

○委員 そうしましたら、この番号25番は、譲受人が贈与で取得するということになっており

ますけども、初めて番号24番の方が、農作業をされるという中において、なぜここで贈与が発生するのか、説明をお願いしますでしょうか。

そして、番号25番については、何を作られるんですかね。番号24番のはこれ、多分ハウスやったと思いますけど、ここで野菜を作るといことなんですけども、番号25番については、何を作られるんですか。

○委員 番号24番についてお答えします。

今言われましたように、譲受人の配偶者が会社の代表でございます。ほんで譲受人が、今トラクターとか持っておられますので、今後とも野菜を作りたいということでございます。

そして、35ページを見ていただきたいんですけども、この番号24番の農地に隣接して、住まいを持っておられます。だからトラクターも持たれているので、やっているということでございます。

それと、番号25番につきましては、これどなたかに贈与するというところでございますし、今申し上げましたように、36ページの図面を見ていただいたとおり、この900平米のうちのこれを形状変更するというので、ここでは、この方が柿をやりたいということでございます。ほんでこの2アールにつきましても、その柿等を含めまして、農機具とかをここに置きたいということでございます。

下の2,951平米の大きな田んぼにつきましては、水稻をやるということでございます。一部分がこれ、ちょっとこの圃場整備をしていますけども、あまり水稻に適さないということで、かさ上げをしていって、土壌改良ということを行いながら、柿をやりたいということでございます。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 これ農業を始めるというか、何で農業されるのかなあと、それが不思議に思うんですけども。自分がすればいいのになあと思うんですけども。贈与する必要が何であるのかなと。

○委員 贈与されるのは番号25番の方に対してです。

○委員 はい、そうですね。

○委員 ほんでこの方は、前から農地を持っておられますんですね。持っておられて、果樹とかいろいろされておられます。そんな状況ですんで、この人に渡したいということでございますね。

○議長 なかなかちょっと納得できないみたいな議論もあるので、私がちょっと補足をさせていただきます。

この譲渡人は今まで農地所有適格法人だったんですが、このたび農業から撤退されるということで、農地所有適格法人ではなくなります。そうすることによりまして、農地が持てなくなりました。それによりまして、農地をこのような形で、次の人に渡していくという形の3条申請になっております。

それが番号24番につきましては、譲受人が前の法人の代表やったんですが、1年前に譲受人の配偶者に法人代表が変わっています。今回、農地を個人名義に変えられると。今後、機械等もありますので、引き続いて農業を個人でやるというのが番号24番の案件になります。

そして番号25番は、譲渡人の都合による贈与になっています。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番につきまして、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと確認させていただきたいんですけど、このかさ上げを0.8メートルか。されるんで、2アール未満の左側のこの白地のところは、今非農地か雑種地なんか、何になってますか。

○委員 農地ですね。

○委員 だから雨水、雨が降ったらここ水が溜まるということは。

○委員 いや、まあ横に排水路がありますんでね、直接田んぼから排水は捨てておりませんので。

○委員 ほんなら抜けるんやね。

○委員 はい。

○委員 はい。

○議長 ほかに、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、関連の報告第2号の番号5番、さらに報告第3号の番号4番につきまして、御承知おきください。

番号26番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。
番号29番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号29番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。
続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号30番～番号38番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。
山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号30番から番号35番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号30番につきましては、農地を贈与によって取得し、経営規模を拡大したいというものであります。図面は42ページに示しています。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号31番についてですが、これは農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものであります。図面は43ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号32番は、農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいというもので、図面は44ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号33番から番号35番、この3つにつきましては、譲受人が同一のために、一括で説明をしたいと思います。

番号33番から番号35番については、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は45ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号36番から番号38番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号36番は、申請人は兄弟関係であり、譲受人は、兄から農地を贈与によって経営規模を拡大したいというもので、図面は、46、47、48ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号37番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は49ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号38番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は50ページに示しております。

畑でございますので、果樹を植えられるそうでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

番号32番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

番号33番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号33番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号33番は、許可すべきものと決定いたします。

番号34番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号34番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号34番は、許可すべきものと決定いたします。
番号35番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号35番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号35番は、許可すべきものと決定いたします。
番号36番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号36番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号36番は、許可すべきものと決定いたします。
番号37番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号37番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号37番は、許可すべきものと決定いたします。
番号38番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号38番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号38番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号39番～番号43番、報告第2号、番号6番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号39番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号39番は、譲受人が現在利用権を設定して、水稻を耕作している圃場です。農地を売買により取得し、経営を維持したいというもので、図面は51ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号40番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号40番は、農地を兄から贈与により取得し、新たに農業を始めたいというもので、図面は52、53ページに示しています。

地域委員会としまして、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、譲受人は、農地近くの実家へ戻る予定で、作業委託をしながら米作りを始めたいというものであります。

草刈機は、既に保有しており、トラクターをリースにより確保予定としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号41番から番号43番は、譲受人が同一ですので、議席番号○番の○○が併せて説明いたします。

番号41番から番号43番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は54ページ及び55ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

また、報告第2号の番号6番、番号7番、番号8番にありますように、これら3件とも、田からブドウやブルーベリーを育成する果樹園への転換を目的とする、農地の形状変更についての届出が提出されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号39番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号39番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号39番は、許可すべきものと決定いたします。

番号40番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号40番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号40番は、許可すべきものと決定いたします。

番号41番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号41番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号41番は、許可すべきものと決定いたします。なお、報告第2号の番号6番について、御承知おきください。

番号42番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号42番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号42番は、許可すべきものと決定いたします。なお、報告第2号の番号7番について、御承知おきください。

番号43番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号43番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号43番は、許可すべきものと決定いたします。なお、報告第2号の番号8番について、御承知おきください。

よろしく申し上げます。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号9番、番号11番～番号16番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番 ～

～ 報告第6号 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番～番号10番、報告第6号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号1番と番号2番については、一体的なものですので、併議とさせていただきます。関連の報告第6号の番号1番についても説明をお願いいたします。

それから、番号3番から番号9番につきましては、一体的な開発でございますので、併議という形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番と番号2番は、社員寮と露天駐車場を設置するための申請です。図面は60ページに示しております。

先ほどありましたように、この案件は、報告第6号の番号1番、農地法第5条の規定による申請の取下願が、令和5年11月6日に提出されております。施設の規模・構造・配置を変更するため、改めて申請するものです。

この申請地の農地区分は、街区の面積における宅地面積の割合が、54.2パーセントで、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障

はないものと思われます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

建築物の変更と駐車場の位置の変更がありまして、当初アパート2棟で社員寮を建設する予定でありましたが、家族が住むということで、将来のことを考えて1棟の戸建て等に変更されたものです。

続きまして、番号3番から番号9番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番から番号9番は、露天資材置場と進入路を設置するための申請です。図面は60ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地でありますので、第2種農地と判断されると考えます。

現在、稼働している近隣の露天資材置場が売買されることになり、新たに農地を購入し、露天資材置場及び進入路を設置するものです。

申請地の集落では、耕作者の高齢化、後継者不足、太陽光発電設備の乱立、休耕田の増加等の問題を抱えており、買主による農地の利用方策として、自治会及び地権者の理解が得られ、露天資材置場及び進入路が設置され、使用されるものです。

他法令関係も手続き中です。

里道から河川を横断し、申請地に進入するための橋がありますが、大型車両が進入できないため、進入路と仮橋の設置が計画されております。

仮橋については、今後、市の担当課と協議の上、進められます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

なお、番号3番から番号9番につきましては、大規模案件のため、隣接する青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 11月21日に大規模案件ということで、三役、氷上地域委員長、地元担当委員の立会いの上で、農地の現地調査をさせていただきました。問題はないように思います。

○議長 確認報告が終わりましたので、審議に入ります。

議案第3号の番号1番、番号2番、並びに報告第6号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべ

きものと決定いたします。

なお、報告第6号の番号1番につきましては、御承知おきください。

番号3番から番号9番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番につきまして、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

なお、番号10番につきましては、先ほど審議を終えておりますので、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、売買により、太陽光発電設備として、利用するための申請でございます。図面は、61ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、太陽光発電設備につきましては、パネルが〇〇枚、1枚の容量が、〇〇ワットで、総容量が〇〇キロワットというような内容でございます。

よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

大規模案件となりますので、隣接する氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号11番の申請につきまして、11月21日に三役、青垣地域委員長と現地調査をしました。問題ないと考えます。

○議長 番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号12番～番号16番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号12番、番号13番、番号14番につきましては、一体的なものですので、併議とさせていただきます。

それでは、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番、番号13番、番号14番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

これにつきましては、売買によって、倉庫、露天駐車場、車両の転回場ということで、利用するものでございます。ここにつきましては、農振農用地区域外でございまして、種類としましては、第3種農地となっております。

ここにつきましては、申請地の農地区分につきまして、街区の面積に占める宅地面積の割合が、40パーセントを超えております。

すいません。図面につきましても、62ページを見ていただいたら幸いです。

40パーセントを超えてございまして、ここにつきましては、65.9パーセントでございます。

ここにつきましても、面積が4,800平米ということでございまして、市のほうの開発協議等を同時に進めておられます。

特に、ここにつきましても、隣接する農地というものがございませぬ。ありませんけども、何とかこの隣に栗園とか、それから畑でございまして、この辺の説明等をされておられます。

地域の自治会長、並びに農会長、それから水利組合長の同意も得られておられます。

この辺の排水の関係でございまして、ちょっと図面が小さいんですけども、北側に向きまして、後ろのほうに向かって、排水が計画されております。

この辺は開発協議と同時にやっておられます。

これにつきましては、1つの理由としましては、現在はこの氷上町〇〇に〇〇ということで、経営されておられます。現在、〇〇を含めてまして、〇〇台持っておられます。今後とも、事業を拡大したいということでございまして、特にまた自動車専用道路の出入口から近く、アクセスに抜群の距離でございまして、今後とも経営規模を拡大したいということで、経営としましては〇〇台、さらにもっと増やしていきたいということでございまして。

ここにつきましては、1年前から地元とも協議されておられました。特にある程度時間をかけて、隣接者の同意も取られながらやっておられます。で、今回に至ったわけでございまして。特に今後とも事業を拡大したいということが大きな要因でございまして。

以上につきまして、御説明させていただきます。以上でございまして、特に今申しあげましたように、隣接の所有者、それから説明、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまして。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

以上でございまして。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 大規模案件でございまして、隣接する市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 11月21日に三役、地元農業委員と、現地調査をいたしました。一部遊休農地がありますし、その解消になるということで、今説明があったとおり、別段問題がないことを報告いたします。

○議長 番号12番、番号13番、番号14番につきまして、質問、意見等はございませぬか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番、番号13番、番号14番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番、番号13番、番号14番については、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号15番、番号16番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号15番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番につきましては、売買によって取得し、一般住宅、それから車庫を建設しようとするものでございます。図面につきましては、63、64ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水管の埋設されている道路の沿道の区域であって、かつおおむね500メートル以内に小学校、病院等が存在するために、第3種農地と判断されると考えられます。

それから、64ページの図面を見ていただきますように、東側の宅地の部分につきまして、右側ですね。宅地のほうに一般住宅を、今回申請人がガレージを新設するというところでございます。地図の建物につきましては宅地になっていまして、今度はガレージの部分が農地ということでございます。

雨水排水につきましては、周辺に排水路がありまして、接続することにされておられます。

それから隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地はありませんので、営農への支障はないものと思われまます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○委員 番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号16番は、新たに駐車場を建築するための申請で、図面は65ページに示しています。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と判断されると考えますが、転用目的が、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと

決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、娘が親の土地に使用貸借権を設定し、一般住宅、露天駐車場を新築するための申請です。

農地区分は、街区の面積が1万4,342平米、宅地の面積が7,455平米、宅地の割合が52.0パーセントで、40パーセントを超えているため、第3種農地に該当すると考えられます。

地元同意はありますが、隣接農地所有者1名の同意が得られず、疎明書が添付されております。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

疎明書の朗読をいたします。

11月5日、親戚の人に確認するが、連絡先不明、音信不通とのこと。11月6日、NTT104番、番号案内サービス問い合わせ、電話番号等、同じく6日、地元自治会長と打合せ実施。自治会員に、電話調査を行った結果、本人と配偶者は亡くなっている情報をつかむ。また自治会と電話番号が判明したが、その他情報、子供等は情報がなし。上記電話に入電。現在使われていない。謄本記載住所を調査したが、現在マンションが建っており、子供のほうの情報はつかめず、連絡が取れない。7日、丹波市役所税務課固定資産税係に連絡、固定資産税納付者の情報開示を求めるが、個人情報保護条例上不可。また、司法書士に相談するも、職権でも調査不可。

ということで、全然家族・縁者とは連絡が取れないという疎明書が添付されております。

よろしくをお願いします。

○議長 疎明書が出ておるのは、この申請地のどの部分が。

○委員 申請地の北側の部分ですけどね。あとの西側、南側のほうは取れてるということです。

○議長 現在、その土地についての状況は、どんな状況ですか。

○委員 近くの人が借りて、苗の育苗のハウスが建ってる。それを使われてるという状況ですね。それも、利用権設定はされてないと思うんですけど。この人はもう昔から、何十年も前からそ

ういう利用をされているようです。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号8番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は70ページにあります。

11月14日に地域委員会で確認したところ、現地は、木造倉庫が建っており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は71ページに示しております。

11月14日の地域委員会において、確認いたしました。現地は、宅地及び庭となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和47年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあります。平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

○議長 すいません。今、氷上地域委員会から確認報告がありましたが、番号1番の口述に誤りがございましたので、再度、訂正報告をお願いいたします。

○委員 訂正させていただきたいです。農地でなくなった時期は、昭和60年頃となっております。失礼しました。以上です。

○議長 氷上地域委員会から確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は72ページに示しています。

11月14日に確認したところ、現地は農業用倉庫と庭になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 引き続き、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は73ページに示しております。

11月14日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成3年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

よろしく願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は29ページに示しています。

11月14日の地域委員会で確認したところ、現地は宅地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は32ページに示しております。

11月15日に地域委員会において現地を確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は74ページにお示ししております。

11月15日に地域委員会で確認したところ、現地は倉庫が建っており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和57年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は75ページに示しています。

11月15日、地域委員会で確認したところ、現地は竹藪になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃です。地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、柏原地域委員会から確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号5番まで、11月15日の柏原地域委員会において、確認をしました

が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することにいたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、氷上地域委員会から確認ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番から21番まで、11月14日の氷上地域委員会において、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 すいません。氷上地域の案件につきましては、番号39番までと思いますが、再度確認をお願いします。

○委員 失礼しました。番号6番から番号39番までです。

○議長 氷上地域委員会から確認報告がございました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号40番から番号53番について、11月14日の青垣地域委員会において、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号54番から番号81番まで、11月15日に春日地域委員会において確認をいたしました。

特に中身について、番号58番から番号63番まで、これが新規でございますけれども、なた豆茶を作るということでございます。ここにつきましては、以前、ある方が水稻を作っておられましたけれども、解約されまして、今回地元としてもどうしようかということで聞き取りしておりました。

全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号82番から番号103番まで、11月13日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続いて、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号104番から125番まで、11月13日の地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、決定することに意見はありません。

なお、番号111番の方は、ちょっと高齢なんですけど、前から借りて、家庭菜園をされています。今でも適正に管理されているので、これは問題ないと思います。

○議長 青垣、春日、山南、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号1番及び番号2番につきましては、排水路の工事を行うための、工事用進入路ということで、一時利用です。図面は79ページと80ページに示させていただいております。

工事完了後は、復元をしますと聞いております。また、地権者の同意も得ておられます。

○委員 番号3番につきまして、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号3番につきましては、露天資材置場ということで、利用するための一時利用の届出でございます。図面は、81ページに示しておるとおりでございます。

この案件は、期間を見ていただいたら分かりますように、2か月間で、既に期間も終了しております。期間の開始に、これは届出をせずに、突然重機が入ってきました。慌てて地元農業委員として、地権者に確認したところ、これは市の水道工事に関わる資材置場であるということが分かりました。

農業委員会事務局を通じて、これは担当課に確認を取りました。早急に届出をお願いしましたが、地元土地改良区などから、近接する市の所有地に代替をするようにとの要望が出され、1か月後に移動されたものでございます。

現在は既に復元されていることを、確認しております。

今回の事案は、地元自治会、農会、水利組合、土地改良区が一緒になり、対応することができ、業者である申請人も真摯に対応されました。

特に今回は公共工事に伴うものでありますし、市の担当課に申入れを行いました。

今後、そのようなことがないように、担当地区での動きを見ておかねばなと思った次第でございます。

以上、報告を終わります。

○委員 番号4番につきましては、これは田んぼのブロック積みの擁壁工事でございます。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、番号1番から番号4番につきまして、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号1番は、図面84ページに示しておりますように、届出地が三角形の農地で、農機具の進入や、機械の旋回に支障があるため、かさ上げを行い、耕作上の利便性を確保し、畑作物を栽培したいというように聞いております。

次に、番号2番は、図面84ページに示しております。隣接農地の水はけが悪いため、暗渠排水を行い、作業効率を高めたいと聞いております。

また、両農地とも耕作の利便性を確保するためにということで、青垣地域はどうしても丹波市の北部ということから、天候不順の面から、10月下旬に工事を進めたいという申し出がございましたので、こういう工事ということで、了解いたしまして、届出いただいておりますという状況でございます。

以上です。

○委員 引き続き、番号3番を、議席番号○番の○○が補足させていただきます。

この圃場については、これは基盤整備がされた中にあるところでございますけれども、非常に下がり水が、その田んぼ一面に、浮いておるといふような感じでございます。来年度の耕作に向けて、それを改善するためにかさ上げをし、果樹栽培をしたいということです。よろしくお願いたします。

○委員 番号4番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

図面は86ページに示しております。これについては、4,911平米ということで、広い、これは現在も果樹を植えて栽培されておりますけれども、この部分がどうしても凹凸になっており、これを何とか切り下げて、何とかもう少し果樹園としての整備をしたいということでございます。

この方も果樹園の整備と、3条で土地を、農地を購入することとされますが、果樹園等をされています。

以上でございます。

○議長 各地域委員会から補足説明をしていただきました。

番号1番から番号4番までにつきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、番号1番から番号4番につきまして、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足はよろしいですか。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、露天農作業用車両置場で、図面は、84ページに示しています。農道の付近ということもあり、露天農作業用車両置場を確保すると聞いております。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号の番号3番につきまして、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、土地改良事業の届出についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 報告第4号、土地改良事業の届出について、事務局の説明が終わりました。

内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、土地改良事業の届出について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、公共工事の届出についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番朗読

○議長 報告第5号、公共工事の届出について、事務局の説明が終わりました。

補足することはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、公共工事の届出について、御承知おきください。

これをもちまして、議事につきましては、終わりました。

何か、意見、質問等、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 ありがとうございます。

それでは、今月の定例総会を閉会にしたいと思います。

先ほど、会長からお話がありましたように、小豆とか黒豆の収穫が、これから年末に向かってあると思いますので、それぞれお忙しいと思いますが、インフルエンザも流行っておるようでございますので、体調に気をつけて、お願いいたします。

それでは、12月もよろしくお願いいたします。これで終了します。御苦労さまでした。ありがとうございます。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年11月27日

議 長 ㊟

議事録署名委員（10番委員） ㊟

議事録署名委員（11番委員） ㊟
